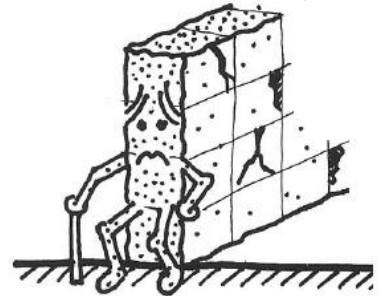


ブロック塀等の撤去をされる方は 事前に申請すると

上限 **20万円** もらえます



目的	大地震発生によってブロック塀等が倒壊すると、ブロック塀等の近くにいた人が怪我をし、死に至る場合もあります。そこで西尾市ではこれら危険なブロック塀等の撤去工事を行う場合に、その撤去費用を補助します。	
対象の塀	<p>コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの 組積造の塀 で、 道路からの高さが1m以上 かつ 組積造の高さが80cm以上 のもの</p> <p>対象外：門柱、万代塀（鉄筋コンクリートの柱の間に鉄筋コンクリートの板を挟んだ塀）</p>	
対象箇所	<p>道路や公園、学校などの人が通る公共施設に面している部分</p> <p>対象外：水路などの、人が通らない公共施設に面している部分</p>	
対象工事	<p>補助対象となるブロック塀等の 組積造部分の高さ80cm以上を撤去する工事</p> <p>塀等の一部を撤去する工事で、残った塀等に倒壊の危険性がある場合</p> <p>対象外：狭あい道路の後退敷地にある塀等を撤去する工事で、後退敷地内に塀の一部が残る場合や新たな塀等を築造する場合</p> <p>注) 1つの敷地で受けられるブロック塀撤去費補助は、1回限りです。対象の塀の一部を撤去する工事で、補助額が上限に達しない場合に、後日、残額の補助を受けることはできません。</p>	<p>注意!</p> <p>交付 決定前に 工事着手してはいけません 書面での 契約が 必要です</p>
補助の額	<p>撤去工事費と基準額（1万2千円/m）のいずれか少ない額で</p> <p>通学路等*に面する場合は、3分の2の額で、上限 20万円（千円未満切捨て）</p> <p>その他に面する場合は、2分の1の額で、上限 10万円（千円未満切捨て）</p> <p>※ 通学路、災害時に避難する道、その他市長が定める路線（建築課で確認できます。）</p>	